【参考資料】

議案第５９号　市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

総務部職員課

１　改正内容

（１）市長、副市長及び教育長の期末・勤勉手当の改正

期末手当について、令和８年１２月期の支給月数を０．０５月分引き上げ、現行４．６５月である年間の支給月数を４．７０月とし、令和９年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

①令和８年１２月期の期末手当を０．０５月分引き上げる。

	６月期	１２月期	年間支給月数
現　行（令和８年度）	２．３２５月	２．３２５月	４．６５０月
改正後（令和８年度）	２．３２５月	２．３７５月	４．７００月

②令和９年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	６月期	１２月期	年間支給月数
改正後（令和８年度）	２．３２５月	２．３７５月	４．７００月
令和９年度以降	２．３５０月	２．３５０月	４．７００月

（２）報酬及び給料額の改定

令和８年１０月１９日付けの朝霞市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる改正を行う。

①議会の議員の議員報酬の額を引き上げる。

	改定後	現行
議長	月額　５０５，０００円	月額　４７７，０００円
副議長	月額　４４０，０００円	月額　４１６，０００円
常任委員長	月額　４２８，０００円	月額　４０４，０００円
議会運営委員長	月額　４２８，０００円	月額　４０４，０００円
議員	月額　４１６，０００円	月額　３９３，０００円

②市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる。

	改定後	現行
市長	月額　９９５，０００円	月額　９３９，０００円
副市長	月額　８４２，０００円	月額　７９５，０００円
教育長	月額　７７２，０００円	月額　７２９，０００円

２　施行日等

（１）施行日

公布の日

（※令和９年度以降の期末手当及び報酬等の改定は、令和９年４月１日）

（２）適用日

令和８年１２月期の期末手当の改定は、令和８年１２月１日に遡及して適用する。

担当
総務部職員課給与厚生係
電話４６３－３１９６